

吉教学第2545号
平成30年3月30日

吉田町監査委員 伊藤 利勝 様
吉田町監査委員 遠藤 孝子 様

吉田町教育長 浅井 啓言

定期監査結果に基づく措置について

平成29年12月21日付け吉監第44号による定期監査結果報告書における意見等について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項及び吉田町監査委員監査基準第32条第1項の規定により通知する。

記

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 学校教育課
- 3 監査結果報告書年月日 平成29年12月21日
- 4 意 見

(1) 意見の内容

「吉田町立小・中学校薬品取扱の手引（理科薬品用）」に基づき、理科薬品管理簿（様式第1号）に保管及び使用の状況が記録されていたが、各学校で異なった管理運用が行われていた。

したがって学校教育課は、各学校で統一され管理運用が行われるよう、指導、監督に努められたい。」となっている。

今回、監査において「現在、記入例等を参考に指導している状況」との口頭報告があつたが「処理状況報告書」が未提出であるので速やかに提出されたい。

(2) 措置の内容

各学校において、平成30年度から統一した管理運用が行われるよう、学校教育課において記入例を明文化し、平成30年3月7日に行われた校長会において、各学校長に提示した。そして、実際に管理運用する学校側の意見を取りまとめた上で、記入例の制定を含め、「吉田町立小・中学校薬品管理取扱いの手引（理科薬品用）」を一部改正し、平成30年4月1日から適用することとした。今後、学校教育課から改正後の手引を各学校に周

知するとともに、各学校において手引に沿って適正に管理運用するよう、指導、監督するものとする。

担 当 学校教育部門
内 線 272